

東郷の保育の基本方針

令和2年8月
こども保育課

1 はじめに

近年の国の幼児教育・保育制度は、平成27年4月の認定こども園制度の導入を始めとする「子ども・子育て新制度」により地域における幼児期の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされ、本町でも小規模保育事業や一時預かり事業を実施するなど、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開してきました。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの保育料を無償化するとともに、幼稚園に在籍する児童に対する給付を行うなど、幼児教育・保育の充実を進めてきました。

このような制度変更は、女性の社会進出や多様な就業形態による保育需要が高まってきたことや、共働き家庭の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化といった保育環境の変化に伴い、多様な保育サービスが求められてきたことによります。

「東郷町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）」では、「つくろう 未来につながる 子育てのまち東郷」の基本理念に基づき、保育所の整備や認定こども園への移行の検討など、今後取り組むべき様々な施策を掲げています。また、「保育所等長寿命化計画（令和元年10月）」では、保育所整備の観点から民営化を検討する基本的な考え方と、質の高い幼児教育の導入について検討することとしています。

この方針は、今後、これらの計画に基づき、具体的に施策を進めるにあたって、基本的な考え方とそれに関する必要な事項を定めるものとします。

2 現況

(1) 施設の状況

令和2年4月1日現在で公立の保育園は5園、公立の小規模保育事業所は1園です。

ア 和合保育園（昭和50年度建築、鉄骨造、市街化区域）

平成30年度の台風時に屋根がはがれるなど、特に劣化が著しい状況で、建築物以外では、老朽化によりプールのひび割れが繰り返し起こり、補修が難しい状況です。また、現在の保育所は、和合の既存集落に接する位置にあり、周辺に住宅が集積していることから、現在地での建替えが困難です。

イ 南部保育園（昭和50年度建築、鉄骨造、市街化区域）

雨漏りが続くなど、特に屋根の劣化が著しい状況で、全体的に建築物の劣化が進んでいます。現在地が借地であることから、改築や民営化の検討の際には、県道名古屋岡崎線より北の地域での立地を含め検討します。

ウ 中部保育園南棟（南棟：昭和46年度建築、鉄骨造、北棟：平成27年度建築、

鉄骨造、市街化調整区域)

北棟は、平成 27 年度に 2 階建てに改築し、2 階は児童発達支援事業所ハーモニーとして運営しています。南棟（遊戯室、職員室等）の老朽化は進んでいますが、現在地での建替えは、園庭が長期間使用できなくなるなどから困難です。南棟により保育室から園庭を見渡すことができない状態は、望ましい保育環境とはいえ、いずれ解消する必要があることから、保育の量が北棟のみで保育所として機能する人数となったときに、解体について検討します。

エ 音貝保育園（昭和 52 年度建築、鉄骨造、市街化調整区域）

雨漏りが続くなど、特に屋根の劣化が著しい状況です。小学校や児童館が集積している位置に立地し、主要な道路に近く、自動車通勤の保護者の利便性が高いことから、一時的に保育を代替する場所を確保して、現在地又は近隣地での建替えを優先して検討します。

オ たかね保育園（昭和 54 年度建築、鉄筋コンクリート造、市街化区域）

都市再生機構（旧日本住宅公団）が住宅地を造成したときから敷地を使用貸借して立地しており、小学校や児童館が集積している位置にあります。押草団地などの住宅が集積する位置に立地していることから、一時的に保育を代替する場所を確保して、現在地で建替えを行うことを優先して検討します。

カ ひよこルーム（平成 25 年建築、プレハブ建築、市街化調整区域）

中部保育園北棟の改築の際に代替保育室用に設置した施設を平成 27 年度から待機児童対策の公立の小規模保育事業所として運営しています。令和 2 年 10 月でリース期間が満了し、今後、施設の老朽化が進んでいくと考えられます。

キ 私立の保育園、小規模保育事業所

私立保育所は 4 園（若葉保育園・昭和 59 年度建築、東郷せいぶ保育園・平成 16 年度建築、東郷あやめ保育園・平成 28 年度建築、留愛東郷保育園・平成 28 年度建築）、私立小規模保育事業所は 3 園（しらとり保育園・昭和 59 年建築、にじいろ保育園・平成 30 年建築、キラッとりぼん春木保育園・平成 3 年建築）あり、比較的新しい建築物が多い状況です。

(2) 保育サービス等の状況

ア 3 歳未満児の保育

全園で実施しています。0 歳児から 2 歳児までの保育ニーズは高く、民間の小規模保育事業所が 3 園新設されていますが、年度途中の待機児童が発生しています。

イ 延長保育

午後 6 時以降に標準保育時間を 1 時間以上延長して保育する延長保育を公立 5 園と私立 2 園で実施しています。

ウ 障がい児保育

心身の発達が緩やかな児童や特別な配慮が必要な児童を対象に、中部保育園の 2 階を使用して、公立の児童発達支援事業所ハーモニーを開設し、療育を実

施しています。利用希望が多く、定員 30 人の枠は、不足している状態です。

なお、私立の児童発達支援事業所は、町内に 2 か所（「北風と太陽 東郷（兵庫一丁目）」、「ACORN（兵庫二丁目）」）設置されています。

エ 一時預かり

公営 1 施設と民間委託による 2 施設があります。今後、ららぽーと愛知東郷内で開設予定の認可保育所でも実施する予定で、その際には、量の見込みを勘案して、事業の整理について検討が必要です。

オ 病児保育

民間委託により 1 施設で実施しています。

カ 休日保育

民間委託により一時預かりとして、祝日保育を 1 施設で実施しています。今後、ららぽーと愛知東郷内で開設予定の認可保育所で日曜・祝日保育を実施する予定です。

キ 認定こども園

幼児期の教育・保育を一体的に行う施設の認定こども園は、町内にはありません。

ク 幼稚園

子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園が 1 施設あります。

ケ 医療的ケア児の保育

看護師を配置している保育所等はなく、実施していません。

(3) 園児数（保育園・幼稚園）の現況

過去 10 年の保育園の園児数は、3～5 歳児が約 22%減少しているのに対し、3 歳未満児が約 38%増加し、3 歳未満児の時期から保育所を利用している子どもが大きく増加していることが分かります。

表 1 保育所の園児数 (各年 4 月 1 日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
3～5 歳児	921	912	859	822	814	786	769	702	708	715
3 歳未満児	196	185	216	227	215	235	230	272	281	270

過去 10 年の幼稚園の園児数は、平成 28 年度・平成 29 年度をピークに減少していますが、平成 22 年度と比較して約 7%増加しており、幼児教育のニーズは高いことが分かります。

表 2 幼稚園の園児数 (各年 6 月 1 日現在)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
484	460	513	541	552	537	574	574	555	521

3 課題

本町の保育及び幼児教育における課題は、次のように考えられます。

(1) 待機児童の解消

平成29年度以降、4年連続で4月1日現在の待機児童は発生していませんが、年度途中には発生（平成29年度 3人、平成30年度 12人、令和元年度 15人：各年度10月1日時点）し、3歳未満児の保育ニーズは高いことから、受入れ枠の拡大が必要です。

(2) 施設の老朽化

公立保育所の建築物は、中部保育園北棟、児童発達支援事業所ハーモニーを除き、建築後40年以上が経過し老朽化が進んでいることから、大規模改修等による長寿命化ではなく、民営化の検討を経た上で、改築を進めます。

(3) 障がい児保育の推進

近年、子どもの数は減少傾向にありますが、3歳児健診で経過観察を要する子ども（継続して発達の見守り、支援が必要とされる子ども）の数は、高い割合で推移しています。これらの子どもの保護者の希望に対し、保育所や児童発達支援事業所で十分に受入れができていないことから、受入れ人数を拡大するため、職員と施設の確保が必要です。

また、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもの受入れ場所が少ないことから、保育所や児童発達支援事業所ハーモニーでの将来的な受入れについての検討が必要です。

(4) 幼稚園・認定こども園による幼児教育の推進

未移行幼稚園が1施設にとどまっていることから、新たな幼児教育の場を提供できることが望ましい状況です。

(5) 緊急避難場所としての機能

保育所は、児童福祉施設として児童虐待のおそれがある子どもを継続的又は緊急避難的に受け入れる役割を担うべきですが、公立保育所も含め通常の保育の受入れに力を振り向けていることから、柔軟な対応が難しい状況です。

(6) 多様な保育サービスの実施

これまで実施してきている保育サービスのうち、障がい児保育や休日保育などは、今後のニーズを踏まえて拡充する必要があります。

(7) 施設総量の抑制

長期的には人口減少を迎えることを踏まえ、既設の公立保育所の改築等をする際には、将来的な施設の集約に向けて整備の規模を検討する必要があります。

4 今後の子ども数の見込み

「東郷町人口ビジョン（令和2年3月）」では、当面人口は増加するものの、年少人口は緩やかな減少傾向を見込んでいます。「東郷町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども数は減少するものの、保護者の今後の就労意向が高いことなどから、

保育の量については緩やかな増加傾向で推移すると見込んでいます。

表 3 保育の量の見込み

	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳児	690	668	675	678	700
3歳未満児	380	394	380	380	380
計	1,070	1,062	1,055	1,058	1,080

5 保育の基本的な方向性等

(1) 幼児教育の推進

これまで本町では、幼児期の子どもの育ちについて、公立保育所での保育を中心に取り組んできましたが、町外の幼稚園に通う子どもが多いことは、保護者の幼児期の教育へのニーズが高いことを示しています。そのため、「東郷町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標である「幼児教育・保育の充実」に沿って、今後、改築や民営化により保育所等の整備を進める際には、保育の必要な受入れ枠を確保した上で、特色ある幼児教育の取組が期待できる認定こども園の整備を基本とし、幼児教育を推進します。ただし、一定程度の認定こども園が整備され、町内でも特色ある幼児教育の受け皿が確保できた後は、特色ある保育を実施する保育所の整備も進めます。

(2) 障がい児保育の充実

障がい児に対する支援については、障がい児の受入体制を明確にし、充実を図ることとしています。児童発達支援事業所ハーモニーに全ての希望者が通所できていないこと、また、今後、障がい児保育の需要は高まることが予想されることから、現在使用している中部保育園 2 階の施設の拡大の検討が必要です。

一方、障がい児保育には、専用施設も有効ですが、通常の保育施設で発達が緩やかな子どもが集団の中での生活を経験することについても、個々の成長には有意義と考えられることから、保育所と緊密な連携、交流が可能な施設での実施が望まれます。そのため、保育の量が将来的に十分確保できる施設整備が進んだときは、保育所の民営化及び改築の際に、現在の中中部保育園を幼児のみの受入れとし、老朽化の進む南棟を取り壊した上で、障がい児保育の受け入れを進める施設とすることも検討します。

加えて、地域の障がい児やその家族への相談等を実施する地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの設置に向けての検討も必要です。

(3) 地域の子育て支援の拠点

「保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)」において、保育所は、

地域の子育て家庭に対する支援等の役割を担うものとされていることから、本町の市街化区域を基本とし、地域ごとに公立・私立を問わず1保育所を維持する必要があります。

(4) 施設の集約化に向けた段階的な更新

「東郷町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」では、公共施設の長寿命化の推進に加え、施設総量の抑制も目指すとしていること、また、「東郷町立地適正化計画（平成31年3月）」では、都市の集約を進めるとしていることから、長期的に施設を集約することを見据えた整備を進めるとともに、他の公共施設との複合化についても、適宜検討を行います。

6 公立保育所のあり方

「保育所等長寿命化計画」に示すとおり民営化については適宜検討していきますが、検討に当たって前提となる公立保育所の役割を次のとおり定め、この役割に必要な規模を確保した上で、民営化の検討をするものとします。

- (1) これまで培ってきた本町の保育目標である「心身ともに健康な子ども」や「意欲的に生き生きと良く遊べる子ども」、「豊かな感性を持った子ども」、「良い人間関係を作り出していける子ども」を育む保育の実践を基本として、公立保育所だけでなく私立保育所を含む保育の質の向上を図り、町の子育て支援施策を推進する役割を担います。
- (2) 民間保育所で受入れが困難な、重度の障がいのある児童や特徴のある児童の受入れや、児童虐待のおそれがある子どもを継続的又は緊急避難的に受け入れる役割を担います。

7 民営化の進め方

(1) 原則

上記の公立保育所等の役割を踏まえ、一定の公立保育所を維持した上で、「保育所等長寿命化計画」に従い、多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、特色ある幼児教育・保育を実施できる保育所の民営化について、町の職員配置や財政状況、都市計画を踏まえて進めるものとします。

(2) 民営化の手法

これまで検討・実施してきた民営化の手法は、民間事業者に土地建物を貸し付けて運営を移管する方式（公設民間移管方式）と民間事業者に土地を無償で貸し付けて建物を建設して運営する方式（条件付き民設民営方式）、民間事業者が自己所有の土地に建物を建設して運営する方式（完全民設民営方式）の3つの方式が挙げられます。東郷町保育所整備計画（平成24年10月策定。令和元年10月廃止）では、事業者の実施する保育の運営への関与を考慮し、公設民間移管方式を最善としており、1園を公設民営の指定管理者制度から民間移管を行いました。

その後、条件付き民設民営方式の民間事業者についても、公募等の際に適正な審査を行った結果、町の意向を十分反映できた保育が実施されています。こうした状況に加え、周辺市では完全民設民営方式を実施している例もあることから、東郷町でも完全民設民営方式を優先して民営化を進めていきます。

(3) 和合保育園の民営化

「保育所等長寿命計画」に基づき、和合保育園の民営化について、定員を増やした上で、次の基準に沿って進めます。

ア 位置

和合保育園から直線でおおむね1 km以内とします。

イ 施設の種類

認定こども園とします。

ウ 手法

民設民営方式（土地の取得等についても、民間が実施）

ウ 認定こども園以外の機能

休日保育を実施できる場合は、提案してもらいます。

エ 規模

200人（保育枠 3～5歳児 105人、乳児 80人／教育枠 15人を想定）

<定員の拡大の考え方>

次の理由により現在の保育の定員を125人から185人に拡大します。

理由	区分	拡大人数
①セントラル開発による転入者の増加に伴う保育需要の増加に対応するため	保育枠	+30人
②待機児童が生じている急増する3歳未満児の受け入れ枠を確保するため	保育枠	+30人
③町外の幼稚園に通う子どもが町内での教育の受け皿を確保するため	教育枠	+15人

オ 運営主体

社会福祉法人又は学校法人

8 見直し

この方針は、1のとおり計画に沿って定めることから、必要に応じ適宜見直しを実施するものとします。